

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>予算及び基本構想特別委員会会議録 (3) (30. 4 定)</p>			
日 時	平成 30 年 12 月 13 日 (木)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 05 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、酒井 (隆行) 副委員長、酒井 (隆裕)・松田・ 齊藤・濱本・中村 (誠吾)・佐々木・横田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立って、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任しました川畑です。初めての経験で、もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のために、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、市長及び説明員の皆さんの御協力をお願い申し上げます。

なお、副委員長には、酒井隆行委員が選出されておりますことを報告申し上げます。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

きのう開催されました理事会におきまして、別紙、お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。小貫委員が酒井隆裕委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党、立憲・市民連合、公明党の順といたします。

自民党。

○横田委員

◎高島漁港区の問題について

私からは、代表質問でお尋ねいたしました高島漁港区の問題。問題というより、高島漁港事件と申し上げまじょうか。これについて代表質問でいただいた答弁と本日資料要求させていただきました事故報告書に基づきまして、何点か質問させていただきます。

まず、代表質問の際に高島漁港区における観光船事業にかかわる、産業港湾部の対応のてんまつを記した報告書を確認し、当時の担当者から説明を受けた云々との答弁がございました。これが、委員各位の手元にあります、資料要求させていただきました産業港湾部から総務部長に宛てた事故報告書ということになります。これに基づきまして質問しますが、この前文というのでしょうか、これまでの経過というところに、前の頭の鑑にこう書いてあります。小樽市港湾施設管理使用条例の適正な運用を誤り、行政手続が不適切であったこと。二つ目、分区条例の運用においても、誤った解釈で条例違反を引き起こす結果となったと記されております。我々議会が1年以上にもわたり追及していたこと、これが報告書として総務部に上がっていたということでもあります。この存在は、これまでこういう報告書があったことも知らされておりましたけれども、きょう明らかになってきたということでもあります。

それで、この報告書を読ませていただきまして、内容は、平成28年5月17日に前市長、そして前副市長の二役と申いましょうか、これまでの経過を事前に報告したとあります。まず、どういう報告を前市長、前副市長になされたのか、これについてお尋ねいたします。

○（産業港湾）管理課長

ただいま横田委員から御質問が出ましたけれども、その前にこの報告書については私の個人的な記録などにより御説明させていただくものでありますが、まず、二役に説明したこれまでの経過ということですが、前市長と前副市長の二役に説明するまでに起きた時系列的な経過ということで、一つ目としましては、高島漁港区において観光船事業者が既に無許可で護岸の車どめに穴をあけてUフックを取りつけて観光船を係留している事実。

二つ目としましては、港湾室からUフックの撤去を要請しましたが、事業者からは市で係船環を設置

するよう要望されているということ。

三つ目としましては、北海道運輸局に人を運送する内航不定期航路事業の届け出を提出済であること。

四つ目としましては、そのほか観光船事業や事業者、敷地内での建築物の計画などについて報告したところでございます。

その際、これらを踏まえまして港湾室の見解を説明しております。まず一つ目としましては、港湾計画上、高島地区は水産ゾーンと位置づけられており、観光船事業の導入は好ましくないということ。

二つ目としまして、観光船事業を実施するため、運輸局に人を運送する内航不定期航路事業の届け出を提出していることから、観光船の運航は可能であること。

三つ目、港湾法、港則法には観光船運航に関する規定は特になく、また運輸局や海上保安部から市や漁協に対しての意見照会等がなかったこと。

四つ目といたしましては、港内の安全航行の観点から、観光船事業者と漁業関係者で安全航行の協定の締結が必要ではないかということ。

五つ目といたしましては、事業者から要望されている係船環は、市としては設置しないということ。

最後になりますけれども、建築物の設置については分区条例の漁港区の規制に照らし判断することが必要であるということをお説明しております。

○横田委員

今何点かお聞きいたしましたけれども、ざっと聞いた内容ですと、水産ゾーンであるので好ましくないだとか、それから無許可でフックをくっつけているだとか、そういった報告がなされたようであります。そういう報告を受けて、二役、前市長、前副市長は、無許可係留状況については是正を指示するというはなかったのですか。それは物理的な損壊ですから、当然のように是正しなさいというような指示をしなければならないのではないかという思いですけれども、そういう指示がなされたのか、なされなかったのかお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

是正の指示についてですけれども、当時、前市長・前副市長への報告の際、船舶が係留している状況の写真。また、車どめに穴をあけてUフックを取りつけている写真を見せながら説明いたしました。その際には是正の指示は特になかったということでもあります。

○横田委員

写真やその他の資料を見せて、こういう無許可係留状態があるということをお説明したということですね。それに対して、前市長から、それをすぐ是正させなさいという指示がないというのはおかしい話です。そういう説明をお港湾室がしたときに、市長は何と言ったのですか。違法状態ですよと言っているのに。これについてはどうですか。

○（産業港湾）管理課長

私の記憶の中では、特にそのことは触れていなかったというふうに記憶しています。

○横田委員

何もそのことについては触れなかったと、話さなかったということなのではないでしょうか、わかりました。

報告書の中に、港湾室が説明をした後に、前市長の指示で地元関係者、これは市の漁協だとか機船組合などだと思いますが、こういう方々に迷惑がかからないようにという記載がありますが、これはどのような迷惑を意味しているのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

迷惑がかからないようにという意味でございますが、前市長は具体的にはどのような迷惑がかかるか詳しく話しておりませんでしたけれども、高島漁港区は市漁業協同組合所属の小型漁船、また、機船組合所属の漁船が利用

する場所でありますことから、港内での観光船の運航により漁船の航行等に支障がないことだというふうに私は理解いたしました。

○横田委員

確かに、一般の漁船が走ったりする中で観光船事業をやるには、観光船が航行するには支障が起きる場面があるのではないかと思います。その迷惑ということかもしれませんけれども、実際には漁業者が養殖というのか、ウニだとかいろいろなものの漁場としているところに船を係留して、その業務というか仕事、漁業者の方々の仕事も現実に阻害しているのですよね。我々も見に行ったときには、係留している船の下にウニやその他の海産物があって、それが獲れないという漁業者からの訴えもありました。いろいろな迷惑があると思うのですが、前市長が言った迷惑がかからないようにということは、迷惑がかかるかもしれないということの裏返しかと思います。そういうことも、前市長の気持ちは私は今わかりませんが、そういうこともあるかなということも予測はしていたのかなと思っています。

それから、それに続いて書いてあるのは、「また、一方的にだめだというのではなく、相手方が納得できるように説明する必要がある。他の港湾利用者と公平公正に取り扱うこと」との指示があったとなっておりますが、相手方というのは誰のことを言ったのでしょうか。私は当然事業者だと思いますけれども、相手方とは誰なのだと。この内容というのは、具体的にどういう、指示とは言わないのでしょうかけれども、そういう前市長の発言だったと思いますか。

○（産業港湾）管理課長

まず、相手方とは観光船事業者のことになります。内容については、単に港湾計画上好ましくないとした見解で、否定はできなく、関係する法令等に照らして他の許可事例と同様に対応するよという意味と理解しました。

○横田委員

この打ち合わせのときに、今言ったような一方的にだめだというのではなくて、相手方が納得するように説明しなければだめだよというのは、普通は条例、その他の法令ののっとして粛々とやればいいのですよね。それは一方的になることはもちろんあるわけです、決まりですから。それをそうではなくて、きちんと事業者の説明しなさいということですけども、こういう前市長からのお話を受けたときに、港湾室はどう思いましたか。

○（産業港湾）港湾室長

この件につきましては、先ほど管理課長が答弁していますとおり、基本的にはそれまでこの問題につきましては、港湾計画上、水産ゾーンということで好ましくないという港湾室の見解があったみたいなのですが、後段の港湾利用者と公平公正に取り扱う、要するに他の臨港地区内にある事業者におろしている許可、それと同じように取り扱いなさいというふうに認識したと聞いてございます。

○横田委員

繰り返しになってしまうかもしれないけれども、公平公正にというのは確かに耳ざわりはいいです、当たり前の話ですから。それなのに、通常の業者には、同様の、多分許可を求められることがあったら、当然それは今言った分区条例、その他の条例に基づいてそれはできませんと言うのですよね。だから、同じように言うのが公平公正ではないかと思うのですけれども、その辺が少しなかなか曖昧かと思います。

それで、そういう話をした後に、こう言っております。今後、前副市長の指示内容をもとに港湾室として云々ありますけれども、前副市長の指示内容というのは、どういう指示内容だったのですか。

○（産業港湾）管理課長

このとき、前副市長がおっしゃられた指示内容ですけども、観光船事業に必要な施設の設置に関して、まず事業計画を提出してもらい、内容を確認することが必要であると。行政が後手に回らないよう対応する必要がある。追認はしないこと。違法とならないように、行政主導のもと、事務手続をとらせる指導を行うこと、と発言された

ことを指示内容といたしました。

○横田委員

前副市長がそういうふうに港湾室に指示したということで確認していいですか。

○（産業港湾）管理課長

そのような発言をされたことをもって、私たちは指示されたというふうに認識しております。

○横田委員

それに引き続いて、報告書に記載しているのは、そうした前副市長の指示内容をもとに港湾室として港湾法や管理使用条例及び分区条例に照らして、一連の手續の許可をすることを前提に、前提にですよ、許可をすることを前提に法的な取り扱いを再度整理することとしておりますと。具体的に、この許可することを前提にというお話があったようですが、これについては具体的にどのようなお話でしたか。

○（産業港湾）管理課長

まず、一連の手續の許可をすることを前提にとはということになりますが、まず港湾室としては拘束力はないものの、港湾計画における水産ゾーンとした位置づけで、高島漁港区における観光船事業の見直しを事業者に要望することも視野に置いて考えていたところでございます。この見解を前市長に受け入れてもらえないと理解したため、観光船事業そのものを規制する根拠がないことから、事業者の計画に対し関係法令等に沿って、要件を満足する限り基本的に許可することを前提にしたという意味でございます。

次に、法的な取り扱いを再度整備することとしたということについては、観光船事業そのものを規制することができないことから、改めて想定されます許認可に対して法的な取り扱いを整理することとしたという意味でございます。

○横田委員

法的にはその観光船事業を規制する根拠がないと言いますが、先ほど港湾室も言ったように、小樽市の漁協だとか、それから機船組合だとか、その他いろいろな船が通る中で、水産ゾーンというのでしょうか、だから好ましくないという話をその打ち合わせのときにしたといます。そして、港湾室からもそういうお話をしたときに、前市長に港湾計画上好ましくないとした港湾室の見解がもし仮に受け入れられた場合、いろいろな問題がその後発生しましたがけれども、その後の対応というのは変わったのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

今お尋ねの、港湾計画上好ましくないという、これは当時の港湾室の見解ですけれども、先ほど来、答弁させていただいていますが、港湾計画というものは、そもそも港湾の管理者がこの港湾の管理運営を行っていく際の行政指針という位置づけであるという、そういう性格のものでございまして、基本的にどうしてもこの港湾計画というのは、実際の建物の構築ですとか、そういうものに全く規制をするという力を持っていないわけなのですが、やはりこの行政指針ということもありまして、これに沿ってある程度港の将来を考えていかなければならないという、そういう性質のもんです。

実際に、この相談が港湾室に初めてあったときですけれども、この際にはもう既に事業者は土地も購入されているみたいですし、また観光船の手配も既にしているという状況でありましたので、この港湾計画だけをもって理解していただくというのは、本当に非常に難しかったのかなとも思いますけれども、少なからず港湾室としてはこの港湾計画の趣旨を事業者の方に御説明して、例えばほかのゾーンでこういった運航ができないかですとか、そういったところから協議に入れたこともあったのではないかと考えてございます。

○横田委員

今回のこの高島漁港問題の一連の許認可、再度確認いたしますが、前市長の指示というのは、許認可に関してですよ、あったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

市長からの具体的な指示についてでございますけれども、事故報告書の内容ですとか担当者への聞き取りから、最終的なこの許可につきましては港湾室として判断したということでございました。

○横田委員

報告書にもそのように書いてありますが、少しいろいろそのことを我々なりに考えますと、指示はなかったということで、港湾室の判断でやったということでしょうけれども、それではなぜ法令違反が生じたのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

許認可にかかわります一連の許認可の法令違反についてでございますが、まず一つ目の運河護岸・物揚場護岸登録、それと港湾施設占有許可、これは水面に関するものですが、これにつきましては、あくまでも港湾法及び港湾施設管理使用条例に照らして判断したものと確認できてございますが、この中で港湾法及び港湾施設管理使用条例の中にあります、他の利用者に著しい支障にならないことという部分に重きを置いて判断したため、結果的に拙速な対応となって分区条例の適用について失念していたということでございました。

また、建物につきましては、建築確認申請の合議の際に、この事業計画についての実効性、これに対する見きわめが足りなかったということで、今回の結果につながったというふうに確認してございます。これはあくまでもやはり、港湾室における判断の瑕疵ということで確認ができましたが、1点、一連の許可に関する相談につきましては、平成28年5月の初旬から始まってございます。この年4月の人事異動の際におきまして、この許認可にかかわる責任者、港湾室でいきますと参事、室長、そして管理課長という3人になりますが、この3名ともは全員異動でかわってございます。このかわった直後でこの辺の許認可の相談を受けたわけなのですが、こういったことを考えますと、当時それぞれの担当の方々はそれなりに法令に照らして判断されたと思いますけれども、この港湾管理行政のノウハウの引き継ぎというところで、やはり全員がかわった直後だということもございまして、こういったことが今回の瑕疵につながった一因でもあるのかなというふうに考えてございます。

○横田委員

今お話がありましたように、はっきりした前市長からの指示はなかったけれども、意向はあったように聞こえました、一連の発言の中で。それと、なぜその法令違反が発生したのかという今の問いに、港湾室からは主要な管理職が3人一遍に交代したと。交代というか人事異動でかわったと。これは組織論としても非常に、そういうことがあってはならない。必ず誰かを残す。そして交代していくというのが、この港湾室に限らず、そして地方自治体に限らず、企業等も全部含めて当然のことではないかと思うのですが、そういう人事ではなかったと。それも一因であるというようなお話でございました。

その事故報告書の3ページ以降には小樽市コンプライアンス委員会の指摘に対するいろいろな説明がされてあります。だけれども、このコンプライアンス委員会の結論が出る前からずっと、議会ではそれは違うだろう、違うだろうと言い続けてきたのです。ところがこういう事態になって、本会議でも言いましたけれども、まだ是正措置が講じられていない。現在進行形なのです。

そういう、いわば違法な状態。いわばどうか、間違いなく違法な状態ですけども、これを是正できない。放置しているということは、やはり小樽市としてしっかりやらなければならない業務だと思うのです。口頭、文書で粘り強く指導するというそういう説明は私は不要だと言いましたけれども、不要なのです。それは当たり前なのですから。そうではなくて、実名の公表、それからいろいろな使用禁止の措置。現に証拠はとっているわけです。そういうこともなぜできないのかということ。弁護士と相談もされているようですが、一刻も早く違法状態を解除してほしい、もとに戻してほしい。これは我々議員だけではなくて、高島はもちろんですけれども、市民の皆さんも間違いなくそう思っていますよ。何でできないのだろうと。ぜひぜひ、本会議の繰り返しになりますけれども、しっかりと是正をしてほしいというふうに思います。

最後に、市長にお聞きいたします。

この事故報告書の内容、いろいろ何点か質問させていただきましたけれども、お話を聞くに、当時のやりとりがどう考えても前市長の指示が不適切ではなかったかというふうに我々は思っております。それで、森井秀明氏を参考人として呼ぶ用意も今しております。いろいろな話をお聞きしたい。それで、私どものこうした考えに、迫市長はどうお感じですか。お答えいただきたいと思います。

○市長

一連の対応についての私どもの考え方といいますか、お尋ねがありましたが、代表質問でもお答えをさせていただきましたけれども、当初の港湾室の考え方に私は誤りはなかったというふうに思っております。水産ゾーンでの運行事業の考え方が適切ではないということから始まって、その考え方は正しかったというふうに思っております。

しかしながら、報告書にありますとおり、平成28年5月17日に前市長と前副市長に報告をしてから方向性が変わっていったということもございますが、今、港湾室の答弁の中に指示はなかったということもございますけれども、明らかにこの日を境にして方向性が変わっていった。そういった中で、私としてはやはり市長の力の大きさというのを改めて感じているわけもございますけれども、今御指摘があったように、違法状態をそのまま看過するということは、市としてできないわけでありまして。

一方で、顧問弁護士のお話を伺いますと、やはり行政代執行はなかなか難しいのではないかとという中で、どういった形でこの違法状態を改めていくかしっかりと考えていかなければなりませんけれども、私どもとしてはこのまま放置しておくわけにはいかないというのが一つの考え方でございます。

ただ、もう一つ、私どもが許可をしている以上、そこに今、用途変更あるいは撤去ということで行政命令を出しているわけですので、それに従った場合の行政の責任というのがまた改めて問われるのでは、つまり損害賠償を請求されるおそれもあるわけで、大変大きな問題に発展する可能性があるなということを改めて今深刻に受けとめているわけでございます。

一朝一夕に解決はできないかもしれませんが、少しずつ解決に向けてしっかり取り組んでいかなければいけない。そういう思いで今伺っております。

○横田委員

今、市長からも是正はしなければならないということでありまして。損害賠償請求もあるかもしれないということですが、我々としては、はっきり司法の場でやっていただくことも視野に入れてもいいのかなと思います。

それと、当時の港湾室のやりとりをお聞きしましたが、前にもどこかで言ったかと思っておりますけれども、城山三郎という人の「官僚たちの夏」という小説がありまして、この中で、当時通商産業省の官僚が、通商産業大臣から無理難題を言われたときに、我々は大臣に雇われたのではない。国家という組織に雇われて、そして国のために頑張っているのだという話をされました。私は吏道というところからそういうふうに言われたのだと思いますが、小樽市もこれからはもうないでしょうけれども、市長に雇われたのではない。あるいは、上司に雇われたのではないのだ。地方公共団体たる小樽市に雇われて、小樽市民のために頑張るのだという気概をしっかり持っていただいて、さまざまな業務に当たってもらえればいいかと思っております。

私どもは、迫市長は、そういう意見が出たときにはしっかり飲み込んでくれる方だと思っておりますので、これだけではなくて、高島問題だけではなくて、さまざまなことで御期待を申し上げますので、そして新しい副市長もしっかり補佐されて頑張っていたいただければと思います。

そのようなことで、一刻も早い是正措置が講じられることを改めてお願いしまして質問は終わります。

○委員長

横田委員、今、答弁を求めますか。

○横田委員

いや、いいですけども、済みません。追加で少し。

損害賠償が先ほど大変な問題になるという市長のお話でしたが、これは誤った許認可をしたというペナルティーとしてしょうがないという言い方はどうかわかりませんが、そういうこともあえてしっかり受けとめていただければいいのかなと思います。もし、答弁があればお願いして。

○市長

おっしゃるとおりだと思いますので、自信を持って前に進んでいきたいなというふうに思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎退職自衛官の任用について

最初に、退職自衛官の任用について質問をいたします。自民党横田議員の代表質問の中で、退職自衛官の採用について前向きに進めるとも捉えかねない答弁がございました。私は、退職する一般自衛官の再就職は、例えばいわゆる任期つき自衛官の方が、退職後、試験を受けて採用して活躍されるということは、私は好ましいことではないかなというふうに思います。ただ、今回のことについてはそういったことではなく、防災危機対策室長や危機管理監などとして採用する場合の事例だというふうに解釈をいたしました。

なぜ、今回この退職自衛官の採用について前向きに進めるともとれる答弁になったのか、お伺いしたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

ただいま、退職自衛官を任用する上での効用ということでございますけれども、本会議で市長から答弁がございましたとおり、自衛官は災害に関する専門的な知識や経験を有しており、退職自衛官を採用した場合には、自衛官としての経験に基づく視点で災害に関する計画への助言や、的確な情報伝達等を自衛隊や関係機関に行うことができるなどの災害対策の強化が図られるものというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

災害対策の強化ということで、後で聞きますけれども、まずこういう問題について駐屯地や基地などが存在している自治体を中心に、退職している幹部自衛官を採用していると。そういった事例がございませう。実は私も出身地が滝川市でございまして、ここでもそうした採用をしているといった事例があります。

そこで、私がなぜ問題としているのかということの一つにつきましては、ここでは例えば防災危機対策室長、こうしたポストを用意すると。そして、そこで一度採用してしまうとそのポストが指定席になってしまう。前任者が退職すると、自動的に後任の退職した幹部自衛官が就任するというような状況になっているのです。こうした他の自治体と同様になってしまう、そうした危険性というのはないのですか。いかがですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

先ほど、退職自衛官を任用する場合の効用について答弁させていただきましたが、これも本会議で答弁しているところでございますけれども、今、他の自治体の状況等を含めて検討するというところでございますので、他の自治体の状況、1回つくとその人がずっといて、その後また別の人が自衛官から来るというような形になっているとい

うようなことまでにつきましては調査しておりませんので、その点につきましては、他の自治体の状況というものも確認してまいりたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

今、検討の段階ということで、そうしたことについても調査してまいりたいということですが、実際にもう既に行われていることなのです。そこで問題となるのが、先ほど言ったような自動的にそういったものがやってくる、そういったおそれがあるということ。もう一つ、事実上、幹部自衛官の天下りポストを小樽市がつくることになりかねないのではないかと、そういった危険性については把握しているのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

これも少し繰り返しの答弁になるのですが、あくまでも我々は自衛官の天下りポストをつくるということが目的ではなく、災害対策に対する強化を行うということが目的でございますので、特に天下りポストをつくるというような認識はございません。

○酒井（隆裕）委員

天下りポストをつくることではないと言いますが、実際にやられているところでは、事実上の天下りポストとなっているわけです。だからこそ、そうした危険性があると私は申し上げてまいりました。

そこで、今、現状についてどうなのか。災害についての期待がされるというお話をされましたけれども、小樽市では災害対策室がありますよね。私はそこでしっかり機能しているというふうに思うのです。これまでも消防本部などとの連携も含めて、防災対策としてしっかり活動されてきた。私はそれはすごくすばらしいことだと思えます。

これまで、自衛官がいなければならぬような、災害対策室として重大な支障を来したことというのはあったのですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

特に災害対策室で自衛官の方がいなかったために支障を来した、そのことが原因で支障を来したということはないというふうに考えております。ただ、我々は、繰り返しの答弁になるのですが、あくまでも現状よりもさらに災害対策を強化するためということで考えたということでございます。

○酒井（隆裕）委員

現状よりも強化といっても、どう役に立つかといったら役に立たないのですね。

（「それは失礼だわ」と呼ぶ者あり）

例えば、災害が発生した場合、市町村長は直接自衛隊に災害派遣要請することというのはできますか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

災害が発生して、自衛隊に出動要請しなければいけないという場合につきましては、小樽市の場合は都道府県にありますので、北海道に要請して、そこからということになります。ただ、北海道に要請して、実際に自衛隊の方が救助に来ていただく間、その間にタイムラグがございますので、その間についてはこのような状況だというようなことであったり、こんなことが現地にいる者として必要だというような状況については、出動前であってもお伝えすることができるのかなというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

違うのです。こうした場合というのは、市町村が直接自衛隊に要請やそういったことというのはできないようになっているのです。どうしてかという、混乱してしまうからなのです。だから、窓口は都道府県ということになっているわけなのです。そうしたルールが、こうしたことによって曲げられるということは、私はおかしなことだというふうに思っています。

ここで採用するにしても、どのように採用されるのかという問題です。例えば、こうしたことについて試験なし

で採用されるということは、私はあり得ない話だと思うのですけれども、今小樽市におきまして、そうした職員を採用する場合に試験を行わないで採用するということはあるのですか。

○（総務）職員課長

いわゆる正規職員の場合は、筆記試験を入れた競争試験を中心に行っておりますけれども、まだこの退職自衛官採用については検討の段階ではありますが、正規職員というような想定はしておりませんので、そういった競争試験を踏まえるというよりは、面接を中心として選考による形になるのではないかとこのように考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

選考でやっていくという形になると、私は公平性、公正性はやはり保たれないというふうに思うのです。本来であれば、例えばその採用するという形であるならば、例えば外部から公募をして、その中でしっかりとした専門的な知識を持つ人、公平性のある試験、そして審査、こうしたものをした上で採用するということは必要だというふうに思います。選考でやるというのは、他の自治体でやられていることでありますが、私は問題があるというふうに思うのですけれども、問題はないのですか。

○（総務）職員課長

採用の方法というのはいろいろあるかと思いますが、例えば小樽市でも係長職以上の場合は、競争試験にはよらないで選考で採用しているというそういったケースもありますし、当然公募とかそういったものを否定する考えはございませんけれども、まだ具体的な、どのような形で任用するかということも含めて検討中でございますので、その辺はいろいろ多岐にわたった検討の上で、もし採用ということであれば、その仕方とか方法も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

例えば、先ほどの災害の際に期待できるとかという話がありましたけれども、そういったことで専門的な知識が仮に必要なということであれば、現在いる職員に、例えば、その専門的研修の受講などを行って行って、計画的に養成していくということも十分可能ではないかというふうに思うのです。

殊さら、幹部自衛官の指定席を私はつくる必要は全くないと思います。結局のところ、この退職幹部自衛官の採用というのは、専門知識を生かすというよりも自衛隊の退職対策となっているのが実態なのです。大体、若年定年制をしていますから、連隊長の方ですとかそういった方というのは55歳ぐらいで退職される。その後こうした場合の事実上の天下りポストみたいなところに滑り込むという話になっていくわけです。

そういうのをつくっていくというのは、私はふさわしくないというふうに思います。災害対策室として、重大な支障を来したこともないのに自衛隊を特別扱いし、公正ではない採用。それで、天下りポストをつくるということは、私は問題であるというふうに思います。これからは検討するべきではないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

先ほどのお話に少しございました部分ですけれども、やはり災害時における自治体のみでは対応できない事案というのは各地で実際に起こっている状況であります。それで、小樽市を含めます北後志の6市町村では、そういった災害時に備えまして、自衛隊と派遣に関する協定を結ばさせていただいて、事前に連絡調整をとれるようにしましょうということを進めている部分がございます。

それの中で、やはり先ほども答弁しましたとおり、我々の実態を彼らに事前に伝えるに当たっても、それが内部事情をしっかりと、装備に含めましてもわかっている自衛隊のOBの方がいらっしゃっていただけるというのは、これは心強いことでもあり、的確な指示を部隊に事前に伝えるということは、これはやはり災害対策の強化には必ずつながっていくのではないかと、そういうふうには考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

いやいや、またその最初の話に戻らなければならないのかと。だから、こうした災害の場合というのは、市町村が独自に自衛隊をどうのという話ではないのです。きちんと都道府県知事から要請が下るといふうになっているわけです。それでほかの地域は何の問題もないのですよ。現に今、その防災関係部局の中で北後志云々とありますが、北後志で採用している事例はないですね。それでもきちんと問題なく進んでいるのですよ、自衛隊との関係はきちんとしっかりと。いざというときには、都道府県知事を通じて対応してもらおうということで問題ないのです。殊さら、私はこうしたことについて急ぐ必要は全くないというふうに思っています。

◎小樽市収支改善プラン、収納率の向上について

次に、小樽市収支改善プラン、収納率の向上についてお伺いしたいというふうに思います。

ここでは、代表質問の中では納税者がお困りの際には、担当である納税課に相談をしてくださいというように形で出されております。それでは一体どれだけの方が、こうした納税課が滞納者に対してアドバイスを رفتたり、サポートセンターに紹介したりということ把握しているのでしょうか。

○（財政）納税課長

納税課の相談窓口には、小樽市生活サポートセンターのリーフレットを配置しておりまして、ちなみに11月に課内ミーティングにおきましても、納税課の職員に対しまして、生活困窮の事例があった場合には、小樽市生活サポートセンターを御案内するよう周知しております。なお、サポートセンターからは、納税課からの相談件数につきましては、若干数あると聞いております。

○酒井（隆裕）委員

そうなのですよね。納税課に対して、その一般的な相談などというのはたくさんあるというふうに思うのですけれども、一方で納税課からたるさぼを紹介されたという形になると、非常に少ない数になってしまうのです。やはり、どうしてそうした相談ができないかということになると、やはり滞納者から見れば、払える見込みがなかなかない中で相談するというのがなかなか難しいという、そういった実態があるというふうに思うのです。だからこそ、私は親身な相談を抜きにして、差し押さえなどを一方的に行うということはやめてくれたまえというお話をいたしました。

広報おたるです。12月号に載せられています。ここでは、特別な事情がある場合には御相談をという形で記されております。この件については評価したいというふうに思うのです。ただ、その一方で大きく書かれているのが、「税の滞納Q&A」。非常に目立つところに書いてあるのですけれども、ここでは、片仮名で「オタルシサシオサエ」、そして、「納税課が検索に？」というふうに書かれています。

やはり、払いたくても払えないという方にとっては、やはり差し押さえ、それから検索に来るのだと、こうしたことでやはり萎縮してしまうというふうに思うのです。これでどうやって市民が相談に乗れるのかというふうに思うのですけれども、そうした考え方についてお伺いしたいと思います。

○（財政）納税課長

広報おたる12月号のストップ！滞納につきましては、滞納者の恐怖心をあおることを目的とすることではございません。市税の滞納を放置し続けるとどうなるかを認識していただき、そうならないためには記事の後段にございますように、まずは御相談いただきたいというのが一番の趣旨でございます。

○酒井（隆裕）委員

そうは言っても、萎縮してしまう形になるというふうに思うのです。だからこそ、そうした生活サポートセンターでの相談件数というものが、若干数、わずかにとどまっているということだというふうに思うのです。そこで、私が提案したいとか申し上げたいのは、やはり可能かどうかは別といたしまして、納税課内にそうした相談できる場所とか、職員を配置するということがいかにかなと思っているのです。例えば現在の状況の中では、や

はり払っていただくということがメインになってしまうことから、なかなか相談といっても通り一遍の話しかできなくなってしまうのではないかというふうな、そういった考えもあります。

例えば自己破産をする場合には、こうした弁護士がいますよとか、たるさぼでのこの生活再建は、こういうのができますよとかそういった、まずはそうした滞納者への対応を、その次の段階に行くまでの間の職員といいますか、例えば生活保護を使えますよと紹介するですとか、そういった職員の配置とか、そういった専門的な教育ですとかということは、私は、あればそうした滞納者も少しは相談しやすくなるのかなと思うのですけれども、そういった考え方について将来的に研究していくということはいかがかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）納税課長

新たな職員の配置というのは難しいと思いますけれども、通常の納税相談の中で生活困窮が判明する事例も多々ございますので、これまでと同様に、職員が納税相談の中で生活困窮が判明するような場合には、小樽市生活サポートセンターや生活支援課への相談を御案内するなど、職員に対してさらに周知させるとともに、それぞれの場所とも連携を密にとりながら進めてまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ、そうした職員配置というのが難しくても、そうした親身に相談に乗れる体制づくりを進めていただきたいなというふうに思っています。

◎バス、JR在来線について

次に、バス、JR在来線に関連してお伺いをいたします。

高速バスで、ノンステップバスがないということで、段差があることで大変御苦労されているという例を代表質問で出しました。その際には、現在はそうした高速バスについては、荷室を設けるという構造上できないと。それから、当然札幌市とも話し合っていく考えはないという話でありました。その後、私もいろいろな事例を調べてみましたら、全国的には、そうした都市間高速バスなどでもノンステップバスを導入して、わざわざこの号はノンステップバスですというふうに記載されている例もあるわけです。そうした別の事業者の例も参考にしながら、中央バスに対してぜひこうした導入なども含めて検討できないかということはお話し合いできるというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）角澤主幹

ノンステップバスの導入につきましては、このたびの要望もありましたものですから、バス事業者には伝えてまいりたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ、よろしく願います。やられている事例もあるわけですから、そうしたもので仮に事業者側から高速バスでもノンステップバスを導入したいという、そうした申し入れがあった場合には、そうした他の自治体とも連携しながら進めていくということも含めて、可能性も含めて御検討していただければなというふうに思います。

それから、JRの快速列車についてであります。

市長は、機会を見てJR北海道にも要望してまいりたいというような御答弁だったというふうに思います。ぜひ、積極的に要望していただきたいと思うのですけれども、ただ、要望していくといっても、機会があればということになってしまうと、いつになるのかというのが若干あるものですから、例えば年度内には要望していきたいとか、それから年明けには向こうの御都合もありますから、そういうことははっきりは言えないのですが、そうした要望をしていきたいとか、より積極的なそうした考えを持っていただきたいと思うのですけれども、そうした考えについてはいかがでしょうか。

○（建設）角澤主幹

快速列車の増便に関しますJRへの要望につきましては、今はまだお示しできないのですけれども、将来的には

快速の増便の可能性についてJRと話し合いの場を設けていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

はっきりしないのですけれども、余りこれ以上突っ込みはしません。やってくれると思います。実際にそれを受けて増便するかどうかは事業者の判断ですから。ただ、こちらから要望していくということについてはできるわけですから、お願いしたいというふうに思います。

◎学校統廃合について

次に、学校統廃合についてであります。

この項では、松ヶ枝中学校を旧最上小学校に持ってくるというお話が、結局のところ学校再編に伴う跡利用検討委員会の中で検討されるということでもありますけれども、事実上その方向で進められるというふうになったと思います。まず、この跡利用検討委員会はいつ開かれる見込みなのか、まずお伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

跡利用検討委員会につきましては、日程的に定例的なものではないのですけれども、年明けの1月ないし2月に開催したいというふうに今は考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

ここで提案したいのが、いきなり第1回定例会に示されるという形をとってほしくないのです。やはり丁寧に議会、または総務常任委員なり学校適正配置等調査特別委員なりに状況の進捗なども含めて説明しながら進めていただきたいというふうに思うのですけれども、そういった考えについてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

この件につきましては、方向性が出ましたら速やかに御報告したいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ、お願いしたいと思います。

◎北海道新幹線について

北海道新幹線についてお伺いします。予算でも、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関連経費が計上されております。開業を見据えてその効果を最大限発揮したまちづくりのために設置するというふうにありますけれども、どのような構成、回数、内容で行おうとしているのかお伺いいたします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新幹線の活用、まず、小樽まちづくり協議会の構成についてでございますけれども、構成といたしましては、小樽市のほか小樽商工会議所と事務局が共同で行いまして、それ以外に小樽青年会議所ですとか小樽市商店街振興組合連合会、それから小樽観光協会といった経済産業観光団体のほかに、交通事業者ですとか宿泊団体、それから学識経験者、市民の方、それから町会関係、あわせて行政ということで小樽建設管理部ですとか、後志総合振興局、こういった方にオブザーバーとして入っていただく。こういう流れで今、構成団体は考えてございます。

会議の回数といいますか、目途でございますけれども、平成30年度につきましては、3回程度を今考えてございます。31年度につきましては、その後の議論にもよりますが、考え方としましては具体的な部分も今後詰めていかなければいけない部分がありますので、例えばですけれども、専門部会のようなものを設置して具体的な内容を検討していく。こういったことも視野に入れて考えていきたいというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

代表質問の中では、この北海道新幹線について時間はどのくらいかかるのだろうかという質問をしたところ、接続時間を含まなくても、小樽駅から札幌駅南口まで約40分程度かかるのではないかというような御答弁がありました。ここで心配されるのが、その在来線からの転換、札幌駅からの転換利用者、これについても現在想定されている利用者数700人から1,600人、この中に入ってくると思うのですけれども、本当にこうした方々は、時間もかかる

し、それから新幹線特急料金もかかるという中で、本当に転換されるというふうにお考えでしょうか。いかがでしょうか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

今、委員がおっしゃられていました小樽駅から札幌駅への移動で40分というお話がございましたけれども、現実的にJR小樽駅に立っていて、バスに乗って新小樽駅に行って新幹線に乗って札幌に行くというケースは、なかなか想定しづらい部分なのかなというふうには思っております。北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画の中でも、整備後もJR小樽駅がメインの玄関口になり続けることには変わらないということで、整理してございます。

我々といたしましては、そのまちづくり計画の中で主にということで考えてございますけれども、北関東ですとか東北、それから道南、こういった方の来訪者、これを主なターゲットということで考えている部分もございます。

いずれにしても、新幹線の利用者数の想定という部分、委員がおっしゃっていた札幌、小樽という部分もちろんございますが、今申し上げた北関東まで含めた全体的な部分での利用という部分で考えてございますので、乗降客をふやすために、我々の課題となっておりますけれども、新駅と中心市街地とのアクセス向上ですとか、魅力あるまちづくり、こういった部分に取り組んでいく必要があるのかなというふうには考えてございます。

○酒井(隆裕)委員

余り質問する趣旨としては、これまでの説明の中でも周辺エリアについては大規模な商業施設等の立地と新たな核の形成を抑制するものとしますという形で、やはり身の丈に合ったそうしたまちづくりということに、私はしていく必要があるというふうに思います。これまでの出店アンケート調査結果におきましても、新幹線新駅周辺への出店意向というところで、あると言っているのはわずか1%にすぎないわけなのです。やはりそれだけ、なかなか見えてこないというのもあるというふうに思います。

市長は、そうした出店しないというよりも、むしろそうした出店をしてほしいような真逆の答弁をされてしまったけれども、そういった点もしっかりと把握した上で考えていただければなと思っております。

新幹線残土の問題についてお伺いをいたします。朝里川温泉地域、それから塩谷地域におきましても、この新幹線発生残土については、受け入れられないというような状況になりました。ここでお伺いをしたいのが、これまで札幌市など他の自治体などでもトンネル掘削土の受け入れについては探しているのだというふうな話がありましたけれども、その後どのようにになっているのか情報の把握についてお伺いしたいと思います。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

今の進捗状況といたしましては、塩谷地区におきましては、塩谷工区から出る土については塩谷で処分するということは、一定程度理解を得たものということでお答えさせていただいております。前回の12月5日の説明会のときに、朝里トンネル、天神の傍から出てくる土を塩谷に運びたいという鉄道建設・運輸施設整備支援機構の意向についての説明には、残念ながらといたしますか、理解できない、了解できないという声が多くて見合わせたという状況がございます。

朝里川温泉地域の方からの札幌トンネルの石倉工区からの工事について、あの周辺での処分というのは、今の段階では理解できないということでお答えいただいているのは、そのとおりでございます。今後の部分ということで、今札幌のお話も出ましたけれども、札幌の部分は我々が札幌市から聞いている話では、当然、札幌市も現在、発生土の処分場所というものの確保に向けて鉄道・運輸機構と協力しながら進めているところもございまして、小樽市につきましても同様に鉄道・運輸機構と調整しながら適地についてどういった場所が可能なかということ、まだ具体的にどこということでは今まだ固まっている部分、塩谷以外はございませんけれども、そういった調整を今行っている段階でございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、結局ないのですよ。それはそうです、札幌市の盤溪にはきれいな無害な土を運び入れて、小樽市にはヒ素や鉛を含んだ土を捨てるなど、そんなばかな話はやはりないのです。だからこそ、漁業者の方々も心配されていたわけであります。漁業者の方々はおっしゃっていました。北海道横断自動車道の中で、建設残土の一時的な受け入れというものを了承したけれども、結果として濁水が発生してしまってウニの漁場が喪失してしまったということをお話しされました。だからこそ、やはり心配されているというふうに思うのです。やはりこうした徹底的な対策を抜きにして受け入れるということは、やはりあり得ない話だというふうに思っています。

そこで次の質問なのですが、深夜の発破についての問題であります。

市長はこの深夜の発破について、機構側にも申し入れてまいりたいというふうに申し上げておりました。これも、急がれる問題なのです。ぜひ機構に直ちに申し入れをしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

発破についてでございますけれども、現在、鉄道・運輸機構では防音対策ですとか装薬量の調整を行う前提で、今対応について協議、検討している最中だというふうに聞いてございます。我々としては、その具体的な対策、結果的に騒音ですとかの数値を踏まえた対策についてどういうふうにやっていくのかというのをきちんと示してもらった上で、機構に対しまして発破の抑制ですとか、主には地域への配慮、これが一番大事だと思っておりますので、配慮してもらえるように機構には求めていきたいなというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、それではだめなのですよ。わずかにそうした対策を行ったからといって、根本的な形では変わっていきません。市長は、その深夜の発破については申し入れを行っていくと言ったのですから、それをしっかり進めていただきたいと思っております。今の答弁でしたら、これまでの答弁と全く変わりません。機構側の代弁者の話であります。それはやはりまずいと思っております。

◎石狩湾新港について

次に、石狩湾新港についてお伺いをしたいというふうに思います。

副市長が副管理者となられるだろうということでございますけれども、市長はしっかりと意見を述べる姿勢で臨んでもらいたいというふうに述べられております。私も同感であります。それでは、一つ一つの事業についてお伺いしたいというふうに思います。

現在、北防波堤工事が行われております。この工事について、静穏度を上げるために行われるというふうに言っておりますけれども、こうした工事について例えば問題があるとか、意見を述べるというお考えはあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室小川主幹

北防波堤の延伸につきましては、北防波堤は港内における静穏度を高め、船舶の航行や停泊、荷役作業の安全性を確保するために重要な施設であると考えております。

○酒井（隆裕）委員

これまでと変わらないのですか。それではガントリークレーン、2基目の工事、赤字に対しての対策なども行われぬまま、新港管理組合は必要だというふうに言っておりますけれども、これについても意見を述べていく考えというのはあるのですか。

○（総務）企画政策室小川主幹

ガントリークレーンにつきましては、石狩湾新港のコンテナ貨物は近年増加傾向にあるとともに、将来における外貿コンテナ航路の増加による2隻同時荷役への対応や、現行クレーンの故障や事故による長期の荷役停止の影響があることなどを勘案し、必要な事業であると考えております。

○酒井（隆裕）委員

全く変わらないですよ。それでは、泊地しゅんせつについて、もう既に100億円を超えと言われております。こうしたことについても、さらにずっとお金がかかり続けるということについて、意見を述べるというお考えはありますか。

○（総務）企画政策室小川主幹

泊地航路しゅんせつにつきましては、船舶の航行の安全ということで、必要な事業であると考えております。

○酒井（隆裕）委員

全く変わらないですよ。では、港湾計画についてですけれども、今、石狩湾新港地域では、これからどれだけ事業費が見込まれているのでしょうか。

今出てこないかもしれないので、こちらから言います。560億円の事業費がかかるというふうに言われております。そのうち管理者負担は221億円であります。単純に6で割った場合に、37億円程度になるのかなど。それだけやはり小樽がこれから背負っていかなければならない。しかもこの中には、老朽化対策などは含まれていないわけなので。こうした過大なお金を必要とするということであれば、やはり小樽市としてもしっかりと意見を述べていかなければならないというふうに思うのですけれども、これまでの答弁の中では、これまでと何も変わらない答弁でありました。

そこで、市長にお伺いしたいと思うのですけれども、小樽港の貨物を守ることに、ポートセールスをしつかり行っていくのだというふうに言っていました。しかし、ポートセールスを行っているのは石狩湾新港も同じであります。逆に小樽港が担うべきその中国貨物なども含めて、奪っているというそういった実態があるわけがあります。石狩湾新港管理組合は、小樽港と同じように共存、共栄していくというような答弁でありますけれども、実際にはそういった小樽港の貨物を奪っているというのが実態であります。そういったことについても、しっかりと意見を述べていくということは、私は必要ではないかと。そのために、そうした副管理者としての役割が期待されているのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○市長

石狩湾新港と小樽港との関係ですけれども、これまでも意見を述べてきていないということではないのです。私も総務部長のときに、この今の石狩湾新港の港湾計画の改定に当たりまして、その前段として石狩湾新港長期構想検討委員会というのがあって、そこでしっかりと我々としても意見を述べましたけれども、やはり我々の述べる意見というのは、この長期構想検討委員会の中でも一顧だにされないわけですね。やはりそれは札幌圏の皆さん方は、石狩湾新港をどう発展させていくかという観点で御議論されておりますから、私どもの意見を一応お伝えしますが、なかなかそれが御理解いただけないという現実があることは、御理解はいただきたいというふうに思っているのです。今の港湾計画の中では、石狩湾新港と小樽港が連携を図っていく。その中で道央圏の日本海側に面した日本海側の拠点港ということで位置づけられておりますけれども、それはそれとして、私どもとしてはしっかりとその小樽港のポートセールスを進めていかなければいけないというふうに思っておりますし、とにかく日本海の新潟、それから舞鶴港のこの航路維持、それから、中国のコンテナ航路につきましては、先日、神原汽船株式会社にも御挨拶に行っていましたけれども、やはり小樽からどういった荷物を出すか、いわゆる片荷の状況というのがいまだに続いておりますから、行政としても片荷の解消をどうやって支援していくかということが、一つ課題になってくるかと思っております。

それからやはり、この前のポートセールスでお伺いしましたときには、小樽に工場がある東京の本社に伺ってまいりましたけれども、ここではやはり新たな貨物の動きがあるというような、小樽港で取り扱う新たな貨物の動きがあるというような情報もいただきましたけれども、こういった荷主のところも、あるいは船社も含めて小まめに回りながら小樽港の取扱貨物量を何とか堅持していく。航路を堅持していく。こういったことはしっかりと取り組

んでいきたいなというふうに思っております。

その一方で、今御指摘のあったとおり、石狩湾新港には計画と申しますか、私どもとしてもしっかりと小樽港の、小樽市の負担にならないような形での訴えはしっかりとしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

ぜひよろしく願いいたします。

◎化製場法違反事例の問題について

最後に、化製場法違反事例の問題についてお伺いをいたします。

この問題というのは、結局のところ現在、化製場法での問題である鳥100羽に満たない状況であるのだから問題ないというふうな形で出されておりました。私は、大いに問題があるというふうに思っています。ここで伺いたいの、今回の法人が認定農業者として認定されたということでもあります。代表質問で聞いた中では、農業委員会には全く責任のない話。私はやはり農政課に大きな責任があるのではないかと思いますのですけれども、さまざまな問題があるそうした法人、その方について問題があると知りつつも、認定農業者という形で認定するというのは、私はすごく問題があるのではないかと思いますのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○（産業港湾）農政課長

この制度につきましては、将来に向けて経営を改善するための計画として提出された農業経営改善計画に対しまして、農業経営基盤強化促進法、それから小樽市が定めます農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想。こちらに照らして適切であるかを判断するものであります。

当該法人につきましては、本会議でもお答えしておりますが、現状で法違反の状態にないことから、小樽市として計画を認定したことについては適切であったものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

全く適切ではないです。大体、そうした逃れるために自宅に移しているというのがその実態なのです。実際にその方、ものすごく問題があります。現在もガチョウやホロホロ鳥なども飼っているというのですが、こうしたガチョウやホロホロ鳥を例えば100羽以上飼うという場合ですけれども、例えばこういう場合は、化製場法上の制限を受けるのですか。

○（保健所）生活衛生課長

ガチョウ、ホロホロ鳥に関しましては、化製場法の動物飼養の種類に入っておりませんので、鳥類につきましては、あくまで鶏100羽以上、それからアヒル50羽以上というふうな制限がございます。

○酒井（隆裕）委員

やはり、本当に問題があると思います。まず、この方、豊浦町に移転するのだというふうに言っていますけれども、豊浦町に移転するのだったら豊浦町で認定農業者になっていただければいい話で、小樽市や積丹町で事業をやるからこそ、ここで小樽市が認定農業者として、後志が認定農業者として認定しているわけでありまして。すぐでたらめだというふうに思います。少なくとも、移転するかどうか本当に私は疑問に思っていますけれども、移転するまでの間はそうした排水設備についてはしっかりとつくってもらえますとか、その衛生面についてはやっていたとか、そういうことはしっかりと指導していく必要があるのではないのでしょうか。いかがですか。

○（保健所）生活衛生課長

今後の指導ということですが、当該施設は現状では化製場法の規制にかかっておりませんが、保健所といたしましても、当該地域は住宅が隣接しておりまして、この場所で動物飼養が好ましいとは考えておりません。この場所でこれ以上動物をふやさないことや、動物の飼養が適切にできる地域に移動することを前提といたしまして、粘り強く指導してまいりたいと思います。また、周辺住民からの情報があつた場合につきましても、継続

して対応してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 43 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎小樽市屋外広告物条例について

一つ目は、きのうの一般質問でお話をさせていただいたことについて、もう少し詳しくお話を伺いたいと思います。小樽市屋外広告物条例についてです。

一般質問で示された現状認識のとおり、場所によってはひどい事例がやはりあります。もう少し詳しく伺いたいのですけれども、昨年度、今年度の許可件数についてお示してください。

○（建設）まちづくり推進課長

屋外広告物条例に基づきます許可の件数でございますけれども、小樽歴史景観区域、市域全域を合わせまして、新規のもの、継続許可のもの、変更のもの、合わせた数字でございますが、平成 29 年度につきましては 138 件、30 年度は現時点でございますけれども、143 件の許可をいたしております。

○佐々木委員

結構な件数だと思うのですが、それでこれらの件数もありつつ、対策を立てるに当たって、その中でパトロールをしているということですが、そのパトロールの内容と、そのパトロールに行かれるときには事前通知等はしているのかどうか。

○（建設）まちづくり推進課長

パトロールの件につきましてはですが、道路の電柱や街路樹等には張り紙ですとか、張り札等の広告物につきましては掲出できないことになってございます。市では、これらのものにつきましては、毎年、事前通知は行わずにパトロールを行っているところでございます。パトロールを行った後に、違反物件については告示をいたしております。連絡先がわかるものについては連絡をとって除却するように指導しているところでございます。その上で、一定期間経過した後に対応いただけなかったものにつきましては、市で除却を行っているところでございます。

○佐々木委員

そのパトロールには、店舗だとか事業所だとかのそういうチェックや何かは入っていないということですね。

○（建設）まちづくり推進課長

このパトロールの対象は、電柱ですとか、街路樹ですとか、街路灯ですとか、基本的には道路内の作工物につけられております広告物を対象にしておりまして、建物についているものですとか、店舗ですとか、事務所ですとかそういった建物等に表示されている、敷地内に表示されているものにつきましては対象にはしておりません。

○佐々木委員

そうするとやはりなかなか厳しい、そういうものをきちんとチェックしていくということができづらいのだろう

なというのとはよくわかります。

ところで、ホームページにそのパトロールの様子ということで写真が載っておりました。街路樹に巻かれていた掲示物を撤去しているという写真が載っていました。今回のパトロールの際には、この 1 件だけだったのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

現在、まちづくり推進課のホームページに載せておりますこの除却の写真につきましては、これは 9 月に実施したのものについて載せておりますけれども、本年 9 月には、この写真にあるものも含めまして、このときは除却は 8 件行っております。

○佐々木委員

屋外広告物条例の施行後、実施の把握について、もう少し答弁もありましたけれども、もう少し具体的に御説明いただけますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

屋外広告物条例の実施後の状況につきましては、平成 24 年に北海道から権限移譲を受けまして、市の屋外広告物条例を施行しておりますが、一定規模以上の広告物につきまして、新規、継続、これは 3 年ごとの継続申請でございます。それから表示の変更におきましては、許可申請をいただいているところでございます。

なお、権限移譲される前から道の事務において許可を受けたものにつきましては、これは市に移管された後も継続許可申請は市で受けることになっているのですけれども、当初の表示内容の変更のないものにつきましては、そのまま広告物の設置を継続することを認めているところでございます。

○佐々木委員

以前からのものについては、違反状態にあっても対象にはならないということなのだと思います。除却等の措置命令に従わないものに対しては、この条例の中では命令内容、氏名等を公表することもあると。それから罰則、罰金というのものもあるというふうに書かれておりますけれども、そういうような適用例というのは過去にあるのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

小樽市で屋外広告物条例の事務を行うようになってからの罰則、罰金の適用例につきましては、実績はございません。

○佐々木委員

いろいろな状況があるというのはわかりますが、実際問題、なかなか見た人でないとわからないかもしれませんけれども、のぼりが何本も店から突き出していたりだとかいろいろな状況があります。ああいう状況に至っても、このような適用例がないということですね。

以前、私は、同じ地区の方にこういうふうに言われました。消防には消防法に基づく命令の公示、違反公表制度があると。消防法に基づいて命令を受けている建築物の所在地、名称等を公示されている。公示されることになっている。ホームページにその名前が出るということですよ。実際に出ていた例がありました。

それというのは、同じ小樽市の定めた条例でもって違反しても、それが適用された例がない。だけれども、一方では厳密に適用されてホームページに出るということでは、不公平なのではないのかというお話がありましたけれども、不公平感をなくすようにしなければならぬなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○（建設）まちづくり推進課長

市の屋外広告物条例では、除却等の措置命令に従わない者に対しましては、命令の内容や氏名等を公表することになっておりますけれども、良好な景観の形成につきまして、地域の取り組みとして理解を求めるということが必要と考えておまして、条例の趣旨ですとか内容等につきまして、説明の機会を設けるなどの取り組みを行ってま

いりたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

その方向性というのは私も反対ではありませんが、やはりその不公平感というのはあってはならないというふうに思いますので、市全体でその辺のところは考えていただければなというふうに思います。

ところで、こうしてこの屋外広告物条例についていろいろなことがあるということで、こうした問題というのは本来、市に小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会というところがあって、そこでもって扱われるべきだというふうに思うのですけれども、これまでこの違反の広告物等について審議会で取り上げられたことはあるのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

景観審議会を設置してございますけれども、この審議会からも地域によって屋外広告物の現状につきまして乱れているということに対しての懸念、これについて議論してはどうかとの御意見をいただいているところでございます。

○佐々木委員

やはりそういう状況であれば、一度市から提起して話し合っていただくべきだと思います。その中で、きのうお答えいただいた対策等についても御検討をいただいているかどうかと。

例えば、条例を原則的にきちんと当てはめて、実際に 1 回調査してみてもどうかというふうに思うのです。どれぐらい、どういう状況に今あるのか。これも市の職員が行うのではなくて、景観審議会に委ねて第三者とか市民を交えてそういう調査を実施して、実態把握をする。その上で対応策を検討すべきかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

市といたしましては、景観審議会に対しまして、屋外広告物の実態把握ですとかそのあり方、改善策等について議論や御意見をいただきたいというふうに考えておまして、それを踏まえまして対応策等について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

今私から言った方法も実行していただければと思います。

少し別の観点からなのですが、ホームページに景観法、景観条例及び景観計画が載っております。そこに目的等も書いてあるのですけれども、もう少しこの条例の規制というのが、本市の歴史文化遺産郡を生かしたまちづくりなのだというような、そういうことをもう少しはっきりわかるように、どうも景観中心のことが書かれているものですから、事業者等の方にも御理解いただけるように説明や工夫をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

ただいまの御指摘につきましては、景観法、景観条例及び景観計画につきまして、まちづくり推進課のホームページにおいて掲載しているところでございまして、その目的等についての記載はしているところではあるのですけれども、その趣旨等について、さらに多くの方々の御理解をいただくということは必要なことであるというふうに考えておりますので、関係部局との連携や意見なども聞きながら記載内容の改善につきましては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

◎歴史的建造物群の保存について

それでは、二つ目に歴史的建造物群の保存について伺います。今後、市指定の大規模文化財の建造物修復工事の際に、専門家等による委員会設置を求めました。委員会設置を考えていただけるということでお答えいただきまし

たけれども、一方、文化財修理工事完成の際に、工事の方針や内容を記した報告書というものが必要だというふうには私は伺っていたのですが、そういうものはまとめられているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました工事の内容を記した報告書につきましては、昭和59年度から62年度まで着工した旧日本郵船小樽支店や、平成18年度から21年度まで着工した旧手宮鉄道施設機関車庫3号など、大規模な工事の際には保存修理工事の報告書をまとめております。

○佐々木委員

先日、図書館に行きましたら、旧日本郵船小樽支店の前回の工事の報告書がきちんとおさめられていました。こんな厚さのある立派なものです。そういうものが、今後修理の参考になる。さらに文化財指定の際に、建物の履歴を示す資料として非常に大事な参考になるということなのだそうです。それで、これも今後の同様の工事の際にも報告書の作成をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今後の工事も同様に報告書を作成するかにつきましては、市が所有している文化財の大規模な工事の際には、工事の内容をまとめた報告書の作成を行ってまいりたいと考えております。このたびの旧日本郵船小樽支店の保存修理工事についても、報告書を作成することで進めております。

○佐々木委員

そして、重要文化財の国指定、それから伝統的建造物群保存地区の保存制度などの選定に向けて、市が考えている課題が結構たくさんいろいろあるのだということが今回の質問でわかりました。その課題というものを少し整理して、そしてきちんとこれからそれについて考えていく上で、今すぐでなくてもよいので、改めてこれを全部列挙してほしいのですよね。一覧表のようなものをつくっていただきたい。そして、それをもとにして市民の皆さんと、できれば市の担当者の方も御一緒に、今後クリアできるのかそうではないのかということ进行调查していきたいというのに使いたいと思うのですが、そういうものをつくっていただけることについて、どうかを伺います。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました、重要文化財国指定や、重要伝統的建造物群の保存地区の選定につきまして、まず重要文化財国指定については、こちらは本答弁の繰り返しになりますけれども、所有者の考え方や意向を尊重しながら進めてまいりたいと考えております。また、伝統的建造物群保存地区地域の選定については、過去の経過なども調べながら、文化庁の考え方も確認し、課題の調査研究について関係部局と協議を行って、課題についてまとめていきたいなというふうに考えております。

○佐々木委員

そのまとまったものを見せていただくというか、市民の皆さんに公表していただけるということもよろしいでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

公表につきましては、どのような課題があるかという部分を見定めた中で、なるべく公表する方向では考えていきたいとは思いますが、その内容についてきちんと精査した上で考えていきたいなと思っております。

○佐々木委員

そちらが精査するのはそれはいいですけども、ただ、それでは市民に、全体にどういう課題があって、どういふふうクリアしていくかというのが全然わからないわけではないですか。きちんとこれについていろいろな課題があって、それについて市民の協力も今後必要なことがたくさんあるわけですから、そういうことについては、やはりどんな課題があるのだということについては、透明性を持って明らかにしていただきたいなというふうに再度お願いするのですが、いかがですか。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました課題の公表につきましては、そちらは前向きに検討していきたいと考えております。

○佐々木委員

一般質問でも申し上げましたとおり、これらについては耐用年数を大幅に超えている、タイムリミットがあるというふうには私は考えています。きっと同じような認識もきのう示していただいていたと思いますので、余り先に延ばさずに、早い機会に示していただけるように要望をいたします。

◎第 7 次小樽市総合計画の基本構想案と歴史的建造物群保存について

第 7 次小樽市総合計画の基本構想案と歴史的建造物群保存について伺います。

まず、基本構想案の中に、歴史的建造物群の保存について述べている箇所を挙げていただけますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

歴史的建造物群保存について述べている箇所でありますけれども、若干表現の異なるところも含めて申し上げますと、まずテーマ 3、産業振興の中の施策、観光。こちらとテーマ 5、環境・景観のテーマ全体の目標の部分。それと、施策 4、都市景観の部分。この中では歴史的な町並みなどの景観資源というふうに表示しております。それと、テーマ 6、生きがい文化の中のテーマ全体の目標。この中では歴史文化資源の保存という言葉を使っております。そして、地区別発展方向の中部地区、この中でそのように述べております。

○佐々木委員

基本構想案の中にこれだけたくさん、何回にもわたって述べられているということがわかりました。

この次の段階の基本計画では、それを実現するために、「基本構想の方向に沿って、市政全般にわたって施策の体系を定め、施策の展開方向と主要な事業を示すものです」と書かれています。

ですから、これはもう実施計画もなくなっているわけですから、なおさらこの基本計画の中には具体的なものを示さなければならないと思いますけれども、歴史的建造物の保存、活用について、施策の展開方向と主要な事業が基本計画により具体的に示されるということを期待してよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

基本計画の内容の検討、これはこれからとなりますけれども、考え方としましては現状では実行可能と考えられる範囲内でできるだけ具体的に示してまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

◎第 7 次小樽市総合計画について

立憲・市民連合は総合計画について、しつこいなと言われるかもしれませんが、私も総合計画について聞きます。

本会議でも聞いたので、おおむねわかってはきたのですが、総合計画全体としては、今後の取りまとめ方法などもあるのですが、おおむね市長主導のもと、確実に進められていくものとは考えております。ただ、1 点だけ再度確認をしたいところがあります。

議論も大分進み、現状分析からも、この課題整理などの 3 回の総合計画審議会も経て現在に至ると思うのですが、こういう項目があります。「人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と複数の地域拠点到都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効果的なまちづくりを目指すとともに、近隣市町村と連携して安定的な住民サービスの提供に努めます」というのがあります。そこを説明していただきたいのですよ。

この第 7 次小樽市総合計画基本構想、その 4 ページに課題として人口減少、少子高齢化への対応があるわけですが、その中で今言った上に、「高齢化に対応する、健康で生涯活躍できる環境づくりや地域の支え合いの仕組

みづくりなど、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に努めます」とあります。

しかし、すぐその下段に、今言いました、また、人口減少下においても安心、快適な暮らしを云々で、中心拠点と複数云々で、交通ネットワーク云々で、近隣市町村と連携して、提供に努めますとあります。素人で申しわけないのですが、両方ともいいことを言っているように聞こえるのですけれども、私には正反対のことを言っているのではないかと思えるのですよ。ある意味矛盾さえ感じます。それは、片方は住みなれた地域で暮らし続けられると言い、その一方で地域拠点に都市機能を置いて効率的なまちづくり、まちをつくらると言っているのですよ。

そこで質問です。まず、住みなれた地域で暮らし続けられる環境整備とは、具体的に言うと、頭に浮かばせますと、高齢化して周辺の人がもう大幅に減っても、そこで暮らし続けられる環境は、市が必ず維持していくということでのいいのですよね。具体例を出して説明してください。

○(総務) 企画政策室品川主幹

御質問のありました住みなれた地域で暮らし続けられる環境整備、この部分は、高齢者の健康づくり、生きがいづくりや高齢者の生活を支えるための、例えば医療・介護連携といった主にソフト事業、これを念頭に置いたものであります。

しかし、一般論としましては、人口が減っても行政の責任としてそこで暮らし続けられるように生活に必要な行政サービス、これはできる限り維持していかなければならないものと考えております。

○中村(誠吾) 委員

今、ソフト事業と言いました。安心しました。周りの人が幾ら減っても、火事ときは消防車が来るし、当たり前だと。水道はきちんと計画が、管が高くても給水されるし、舗装の穴も直してくれるのですよね。そういうことですよ、ソフトの反対のことを言えば。

それでは、下の段で人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるように、中心拠点云々、効率的なまちを、下の段。これはどういうことですか。具体的に説明してください。

○(総務) 企画政策室品川主幹

こちらの具体的な検討はこれからでありまして、あくまで方向性、イメージの段階となりますけれども、ここに書いた記述の意味としましては、生活利便施設など市民生活に必要な機能を、本市の地形を考慮した幾つかの拠点に集約することで、地域の日常生活の利便性、これを確保するとともに、拠点を交通ネットワークで結ぶことでいろいろな施設が集積する中心部にもアクセスしやすく、市全体として市民の利便性を維持していこうとするものであります。

○中村(誠吾) 委員

私はこういうふうに関心した。それでは、地域で都市拠点を持っていくと、拠点とするところまで。そうしたら病院や、今、買い物難民も出ているのですよ。病院や買い物のできる場所の近くのほうが老後は楽ですよと言っているのですよね。ですから、これ調べたのですよ。人口が減っているまちだけではなくて、札幌市でもある。巨大な札幌でも、大通駅や苗穂駅、新札幌駅などの周辺で行われている再開発があります。これを、コンパクトシティでの補助金などの優遇制度の対象となっていると聞いています。住みかえを誘導したいということですか。

○(総務) 企画政策室品川主幹

札幌の事業は済みません、詳細は把握してございませんけれども、こちらは、本市の基本構想でこれを述べた意味としましては、住みかえを強制的にしたいとかそういった趣旨ではございません。

○中村(誠吾) 委員

いや、もちろんそうですよね。たじろいたけれども、それでいいのです。それで、次にまたここが、近隣市町村と連携してと言っているのですけれども、その前段の、住みなれた地域で暮らし続けられると矛盾しないですか。

○(総務)企画政策室品川主幹

ここで住みなれた地域で暮らし続けられる環境整備と述べておりますのは、先ほども申し上げましたが、高齢化に対応する視点であります。そして一方、近隣市町村と連携と書いてありますのは、これは広域連携の考え方です。住民ニーズが多様化する中で、人口減少が進み、一つの自治体では全ての行政サービスを提供し続けることは、今後難しくなってくると考えられることから、広域連携によって安定した住民サービスを確保して、効率的に提供していこうと、そういう考え方がありますので、これは矛盾するものではありません。

○中村(誠吾)委員

正直言いますと、これだけ偉そうに言いながら、私も市職員でしたけれども、余りこの計画策定という作業は行ったことはないのです。ただ、計画の中で必然性という話をよく友人から聞くのです。この先ほど来言っている下の段の中心拠点云々は、どのような経過と分析で出てきたものなののでしょうか。第1回から第3回までの計画審議会の資料や委員からの意見などを、根拠やきっかけとして出てきていると思うのです。その説明をお願いしたいと思います。

○(総務)企画政策室品川主幹

まず、市としましてこういった表現、考えた経緯としましては、今後さらなる人口減少が予想されまして、それに伴って民間のサービスですとか行政サービス、こういったものの維持が今後難しくなってくるおそれがあることから、生活利便施設などの集約化が必要と考えたものであります。ですが、本市の東西に長い地形を踏まえまして、中心部の一極集中ではなくて、複数の拠点に集約していくべきと考えまして、これを念頭に基本構想の原案において、まず、「コンパクトで効率的なまちづくり」という表現で原案として審議会に諮問したものであります。

この原案の表現について、総合計画審議会、実際にはその分科会の中での議論となりますけれども、その中でより具体的なイメージが伝わるようにという意見がありまして、それを受けまして議案の中では「中心拠点と複数の地域拠点到都市機能が集約され」といった表現に変えたものでございます。

○中村(誠吾)委員

間違っても誘導する考えだとか、そんな意図はどこにもないのだと言っているのだから、それは安心しました。それが入っていたらもちろん反対するのですが、それでこの質問の最後にします。この中心拠点の云々のまちづくりとして、行政サービスも効率化を考慮のしようと思うのですが、これは有識者の皆さんの立場で話すのはわかるのですが、この行政サービスの効率化となってくると、市の職員としてその影響をきちんと把握して判断してもらいたいと思っています。もっと言うと、この間、市の出張所もサービスを撤退しているし、小学校も適配で減っているのが事実です。消防も集約されているということで、そうすると、今後住民に、市が結果としてこれらの判断をしたということについて、しっかりと説明責任を果たしていかなければならないと思いますので、その点のところをもし市長にお考えがありましたらよろしく願います。

○(総務)企画政策室長

ただいま御質問のありました中心拠点と複数の地域拠点到都市機能が集約され、それが交通ネットワークで結ばれたまちづくりというのを基本構想に掲げましたのは、先ほど来、主幹が答弁しておりますとおり、人口減少下においても生活利便性を維持し、市民生活を守っていくということが趣旨でございまして、その中で今後、公共施設の再編なども含めて、行政サービスの効率化も検討していく必要があると考えておりますが、現在、具体的な検討はこれからになりますけれども、具体的な検討に当たっては、当然のことではありますが市民生活などへの影響を見きわめながら、なおかつ市民への情報も提供しながら判断していきたいというふうに考えております。

○市長

最初、この構想案をつくるときに、ここの部分については職員とも議論させていただいたところではあるのです。ここはもともと、コンパクトシティというイメージのくだりではあったのです。私の思いとすれば、やはり本州

のまちのように、中心部があって同心円的に発展していったまちの形態であれば、ある程度コンパクトシティというのはなじむのでしょうけれども、小樽のような東西に長い地形を持った土地で、ここにコンパクトシティとバンと入れるということは、本当に中心部にだけ都市機能が集中したというイメージを与えかねないということで、あえてコンパクトという言葉はつくらないで、中心部は中心部で都市機能を持たせる。生活拠点、地域拠点については、最低限の、やはりそこに生活機能を持たせていくということで。

そこを交通ネットワークで結ぶということが、この小樽の東西に長い地形になった将来のまちづくりに、この考え方が適当なのではないかということで、こういった表現にもさせていただきましたし、こういったまちづくりを目指すべきではないかということで改めさせていただいたという経過がございます。

○中村（誠吾）委員

今の市長の答弁で安心しました。第6次は市長のおっしゃるとおりコンパクトと書いていた。そして、今はやりとは言わないけれども、ネットワークも公共交通も入っていなかったのですよ。それで、そこまで考えてこのように出してきたという構想であれば、まずそれは今の段階で納得したいと思います。

◎防災について

次の質問に入ります。防災についてなのです。

配給物品について聞きます。9月6日に発生しました北海道胆振東部地震で、小樽市では地震による施設の被害はほとんどなかったのほっとしているのですけれども、例の停電に起因する多くの課題が発生しました。そこで、まず大切な食糧の配給についてお聞きしたいのです。

初めに、調べたら災害応急対策計画の中で、食糧供給計画というのがあります。そして、この応急配給の対象者に、「災害応急対策に従事している者」と記載されているのですけれども、これは職員に対して配給するということで理解してよろしいですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今御質問のありました小樽市地域防災計画の災害応急対策計画の中の食糧供給計画に記載のある応急配給の対象者の中には、災害応急対策に従事している者の記載がございます。これは、市職員で応急対策に従事する者を示しております。

○中村（誠吾）委員

それでは、今回の地震で職員が必死に頑張りましたよね、徹夜で作業に当たって。自前で食事をする準備がもちろん皆さん困難でしたよね。実施されたのですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回の大規模停電時の災害対応に従事した職員に対する食糧配給ということは、実施しておりませんでした。

○中村（誠吾）委員

ここに書いていますよね。産業対策部商工班が行うことになっているのですけれども、検討も行われなかったのですか。していないのですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回の大規模停電時の対応でございますけれども、食糧配給ということに関しましては、まず市民や観光客の皆様が避難所に来ておりますので、まずその方を優先、第一というふうにご考えておりました。その中で、市職員の対応でございますけれども、十分ではないものの一定程度、食糧が確保できていたのではないかと認識のもとに、今回は実施に至りませんでした。ということで、検討は行っていたのですが、実施には至っておりません。

○中村（誠吾）委員

今回、ともかくスーパーやコンビニで待っても買えないのですよ、誰も、どの市民もそうだけれども。その検討はしたのですね。してくださいね、頼みますね。

次に、避難所に関連してなのですけれども、実際に避難所で配給したものは何でしたか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

主なものといたしまして、アルファ化米、クラッカー、ソーセージ、カップ麺、水やお茶などの飲料水などを配給しております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

代表質問させていただいた中から、さらに確認したいことを含め、何点か質問させていただきます。

◎第7次小樽市総合計画について

最初に、第7次小樽市総合計画についての中から伺います。

第6次総合計画に対する現在までの評価を伺いましたが、御答弁では基本計画で策定した成果指標において、平成28年度に試行して実施した施策評価の時点で、全73項目のうち、目標に達した指標が24項目。達していない指標が47項目と半分以上もありました。そこで、その中で一番達していないものは何か。これについて達していない要因は何か分析していたらお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室布主幹

一番達していない指標についてでございますが、まちづくりの五つのテーマ、市民福祉のうち、障害者福祉、こちらの施策のうち、居宅介護の利用時間数、こちらが一番達していないものでございます。理由としましては、サービス利用方法の多様化や軽度の障害者へのサービス普及、高齢化による介護サービスへの移行等による他の福祉サービス利用の増加が原因と思われまます。

○松田委員

その達しているものと達していないものの中にどのようなものがあるのか、主な項目についてお示ししていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室布主幹

達しているものの主な項目につきましては、観光入込客数、また外国人宿泊客数などがございます。達していないもの、こちらの項目につきましては、ロードヒーティングの更新率、自主防災組織参加町会数などがございます。

○松田委員

御答弁では、指標の設定や内容など課題があるというふうに市長は述べていましたが、第7次ではどのような考えで指標を設定するのかお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

第7次総合計画における成果指標の設定、これは今後の基本計画の中で検討してまいりますけれども、考え方としましては第6次のとときの課題を踏まえまして、まず施策の成果をしっかりと見られるように、そして市民の皆さんにも説明できる。そして、行政のやっている取り組みがいいのか悪いのか、それが検証できるように、まずはしっかりと見られるようにという考え方でございますので、具体的には成果指標の数をふやす。それと、統計指標だけではなかなか行政の成果をはかりにくいものもありますので、市民満足度、こういったものと組み合わせ、できるだけ成果をはかれるようにしたいと考えております。

○松田委員

達成度を判定できない指標が2項目あったということなのですが、具体的にどのような項目なのか、それについてもお聞かせ願いたいと思います。

○(総務)企画政策室布主幹

判定ができない2項目についてでございますが、まず1項目め、まちづくりの五つのテーマのうち、市民福祉のうち、子育て支援、こちらの施策のうち、地域子育て力強化事業、遊びの広場を利用した親子の組数。こちらにつきましては、銭函保育地域子育て支援センター事業に統合されたため、集計不能となっております。

もう一つでございますが、まちづくりの五つのテーマのうち、産業振興の水産業、こちらの中の経営体平均漁獲金額、こちらにつきましては、統計法に基づく調査方法の変更により、実績数値を把握していないということでございます。

○松田委員

平成28年度の評価ですから、第6次総合計画の終了までもう少し計画期間がありますので、この後、達成数も先ほど達成しているのが24と言っていましたけれども、これからまだ日にちがありますので、達成するものも出てくるのではないかと思います、この点についての認識はいかがでしょうか。

○(総務)企画政策室布主幹

ただいま御質問のありました、次期総合計画の基本計画策定まで、まだ時間がございます。制度の変更などにより改善が見込めないものも、そういうものも除きまして、事業の推進により改善の余地はあるものと考えております。

○松田委員

ともかくしっかり議論を重ねて、先ほど達成度が半分以下ということでしたが、第7次については達成度が半分以下ということにならないように、しっかり議論して取り組んでいただきたい、計画だけになるのではなくて、しっかり達成できるような計画を立てていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎人材育成について

次に、人材育成についてお聞きいたします。

人材育成の課題について、5年後、10年後には組織の核となる30代の職員が極めて少ないということを挙げられていましたが、現在の市職員の年代別構成及び、全職員に占める割合、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(総務)職員課長

医師や指導主事、そして道からの派遣職員や再任用職員などを除いた本年11月1日現在の集計でお答えいたしますと、総数が1,631人のうち30歳以下、つまりほぼ20代ということになりますが、これが421人で25.8%、40歳以下、ほぼ30代ということになりますけれども、これが最も少なく294人で18.0%、50歳以下が462人で28.3%、最後に60歳以下が454人で27.8%であります。

○松田委員

やはり本当に30代が極端に少ないなというふうに感じております。それで、現在の若手職員や中堅職員の人材育成は、組織として優先的に取り組む喫緊の課題と位置づけられております。その人材育成の方策として、採用から10年までの間に計画的に職務経験を積ませ、それが適切に進んでいるというふうに答弁されていましたが、このような方針で取り組まれたのはいつくらいからなのか、私は余り適切に進んでいないような気もするものですから、その点についてはいかがでしょうか。

○(総務)職員課長

市役所にはたくさんの多岐にわたる仕事がございますから、ずっと以前から職員には多様な経験を積んでもらお

うということで、人事異動は行ってきておりますけれども、若手職員や中堅職員の人材育成は、組織として優先的に取り組む喫緊の課題でもありますので、改めて人材育成方針に掲げて、意識的に行っているところでございます。

○松田委員

あと、異動サイクルとして4年が望ましいというふうに述べられておまして、また立憲・市民連合の中村誠吾議員の代表質問に対する答弁に、4人の体制が一番理想的で、引き継ぎがそれだと4年に一遍ずつですから、引き継ぎがうまくいくというふうに答えられていたように私はお聞きしていたのですが、中には係長と係員の2人しかいない職場もあります。そこについてはどのように考えられているのか、この点についていかがでしょうか。

○（総務）職員課長

今、松田委員もおっしゃった引き継ぎですとか、担当業務の変更というようなことを考えると、やはり4年を基本とする異動サイクルを考えますと、4名以上が望ましいところではあるのですが、やはり市役所にはさまざまな業務がある中で、業務量や業務の性質に応じて4人未満で係を編成せざるを得ない状況はございます。

そうした中で、平成16年度からグループ制を導入して、例えば2人ずつの二つの係を一つのグループにして、横の連携を強めたり、業務の平準化を図る、そういった対応も行ってきたところでございます。全てがそういう形ではないのですが、今後進めてまいります事務事業の見直しや、必要に応じた組織の見直しの中で、適切な人員配置となるよう、係やグループの編成を検討してまいりたいと考えてございます。

○松田委員

人材育成についていろいろ課題があると思うのですが、ほかに課題解決のために考えられていることはありますか。その点についていかがでしょうか。

○（総務）飯田主幹

本会議でも市長から答弁申し上げましたとおり、喫緊の課題としましては5年後、10年後に組織の核となる活躍を期待している30代が極めて少なく、またこの世代は社会人採用のため、行政経験が不足している職員もおりますので、これらの若手中堅職員の育成が重要と考えてございます。

このため、行政運営能力の向上を目的として、過去に実施しておりました派遣研修を参考に、職員みずからが関心のあるテーマを選び、企画・立案して他都市を視察する新たな研修を新年度に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

○松田委員

あと、勉強したくても業務に時間をとられて、なかなか自分で勉強していないというアンケートもあったようですので、その点についてはしっかり自主的にも勉強できるような方向性をまた考えていただきたいと思います。

職員育成の方策として、職員提案制度が挙げられておりましたが、まずこの制度ができた経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）情報システム課長

職員提案制度ができた経緯でございますけれども、本制度は平成10年6月1日に創設しております。それ以前には、昭和32年に制定した小樽市業務改善提案規程というものがございました。これは、主に自分の所管業務に対しての提案を対象としておりましたが、当時は各課独自でOA化に取り組んでおり、この制度の活用が皆無となったことから、市政全般についての意見や考案等を職員から広く募集し、職員の意欲向上を促進するため本制度が創設されました。また、本制度から報奨制度を創設し、職員の意欲を喚起するようにしているところでございます。

○松田委員

この制度を創設してから、今、平成10年と言いますので、20年たちました。ところが、現在聞くと提案が5件だというふうに聞いておまして、そのうち実現したものが2件、表彰されたものが1件ということでしたけれども、この5件の提案された年度をそれぞれ示していただきたいのと、実現するまでにどのぐらいの時間がかかっている

のか、実現した内容について、提案についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）情報システム課長

5 件の提案年度と内容、それから実現するまでの期間ということでございますけれども、まず 1 件目が平成10年度に提出された、市内企業による生活産業展を開催し、地場産業を広く P R してはどうかというものでございました。

2 件目が、11年度に提出された、いわゆる電光掲示板付きの自動販売機、こちらを活用して市から情報発信してはどうかというものでした。

3 件目が、12年度に提出された、それまで紙媒体で届け出されていた消防用設備等設置図面をデータにより提出されてはどうかという提案でした。

4 件目が、14年度に提出された、市の土地に駐車する職員から駐車場使用料を徴収してはどうかというものでございました。

直近になりますが、最後の 5 件目ですが、これが28年度に提出された公共施設の更新や利活用に、民間資金による経済開発を組み合わせ、稼ぐ公民連携の手法を導入してはどうかという提案でした。

それから、実現までにかかった期間ですが、最初に実現したものが駐車場使用料の徴収なのですけれども、提案が14年度であり、実現したのが19年度でありますので、実現までおよそ 5 年。次に実現したものが、電光掲示板付き自動販売機による情報発信になりますが、提案が11年度でありますけれども、この提案に関しましては民間の協力が不可欠ということになりますので、結果として民間の協力により、20年度に協定を結び実現していることから、実現までおよそ 9 年ということになります。

○松田委員

すぐく提案も少ないのですけれども、実現するまでにすぐく時間がかかって、結局提案した人も気がつかないうちに実現して、長くかかってしまったということで、何か意欲がなくなってしまうのではないかという気もしないこともないのですけれども。それで、市長も 5 件は少な過ぎると。今後は、周知方法や制度をもう少し魅力あるものにしていきたいという御答弁をいただきましたが、どのような方法を考えているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）情報システム課長

まず、制度の周知につきましてですけれども、改めて庁内に周知を図りたいと考えております。その方法につきましては、例えば強化月間のようなものを設けるであるとか、さまざまな方法を検討してまいりたいと考えております。

また、市長答弁にありましたとおり、魅力ある制度にしていくということにつきましては、現在の制度が職員にとっては、少し敷居が高いと感じてしまう部分があるのかもしれませんが。そこで、もっと敷居を下げて、気軽に提案できる制度として、職員のモチベーションを上げていかなければならないと考えております。

また、表彰制度や報奨につきましても、現状のままでよいのか。こういったこと、このような観点から他市の状況も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

私は姫路市の例をこの制度について言ったのですけれども、姫路市では本当に750件もあると、1 年間で。それは、要するに皆さんが自分でいかにしてこの仕事を改善していったら進んでいこうかと、やはり問題意識を持っているということだと思います。確かに小樽と少しその制度については違う部分もあるかもしれませんが、他都市の状況を収集し、研究を重ねてよりよいものにしていって、みんな一人一人が問題意識を持っていくということが大事なのではないかというふうに思いますので、この点についても今後しっかり取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

◎防災について

次に、防災について質問させていただきます。

冬季宿泊訓練に、本年 1 月に 2 名を派遣したという答弁をいただいておりますけれども、この訓練に参加してどのような課題がわかったのか、その結果を受けて小樽市として避難計画に反映されたものがあるのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

冬季訓練に参加してございますけれども、冬季の場合でございますが、暖房器具の他にも段ボールベッドですとか、寝袋の配備といったような十分な寒さ対策が必要であるということで認識をしたところでございます。それで、参加したのが平成30年1月27日、28日だったものでございますから、時間的に29年度の防災計画には反映できたものはございません。ただ、今言ったその課題の部分ですけれども、装備などにつきましては、取りそろえたり、もしくは借りてくることができないかなど、そういったような必要事項を整理しなければならないものですから、そういったものを整理した上で、今後は反映させていければというふうに考えてございます。

○松田委員

今冬は千歳市で調整するという御答弁をいただきましたが、千歳市を選んだ理由についてお聞かせ願いたいと思いますし、この千歳市には防災担当の方たちが参加するのかどうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

千歳市の理由ということでございますけれども、昨年参加させていただきました帯広市以外で、今シーズン自治体が主催しまして、宿泊を伴う冬季訓練ということで、ネット等で探させていただいたのですが、該当するのが千歳市しか探し切れなかったという部分でございます。

それから、参加する者ですけれども、今回につきましては災害対策室の職員のみで参加を予定してございます。理由につきましては、本市においても訓練、そういったことを統括するのが我々の災害対策室ということでございますので、災害対策室の職員が体験をしまして、本市に戻ってきての訓練を実施する際に、各職員に伝えていければということで考えてございます。

また、先方も市民を基本的には対象としているという部分がございます、参加人数につきましても少し配慮しなければならぬというところでございまして、このような状況になってございます。

○松田委員

小樽市における避難所の問題として、私は、洋式トイレがあったにもかかわらず使えなかったという問題をお話ししましたが、ほかに体育館でなくても校舎にも和式トイレしかないという学校が今もあるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

小・中学校施設のトイレについてですが、児童・生徒が使うトイレには、各階の男女それぞれに少なくとも一つの洋式便器を設置してございます。

○松田委員

あと、避難所を開設する際、最低限用意する備品というものがあると思うのですけれども、ふだんはどこに保管しているのでしょうか。もともと学校にふだんから置いてあるものなのか、避難所を開設したときにほかのところから用意してくるものなのか。この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今の備品のお話でございますけれども、災害対策室で防災用品ということで取りそろえまして、ふだん、平常時ですけれども、学校に保管をさせていただいているというところでございます。

○松田委員

あと、避難所における問題点として対策を行ってまいりたいと市長は答弁していましたが、実は私、別の避難所で、床にマットを敷いてほしいというふうにその担当者に言ったら、市役所から指示されていないのでということ断られたという話をお聞きしました。避難所での指示系統というのはどういうふうになっているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

指示系統でございますけれども、災害対策本部の総括班であります我々災害対策室から直接といいますか、連絡をさせていただくというようなことが指示系統になっております。

○松田委員

ただやはり、こういうふうによ望があったときに指示がないから動けないのではなくて、やはりきちんとした形でこういう場合はどうで、やはり困っていて、本当に被災されて来ている人が困っているときに、指示されていないからできませんという、そういう冷たい対応というのはどうなのか。やはりきちんと指示を仰ぎながら、対応できるものは対応していくというふうを考えていただきたいというふうに思います。

それと、避難所における人員配置ですが、恐らく近隣に住む職員が配置されると思いますけれども、近くに住んでいるといっても、避難所の詳しい配置などがわからない職員もいるのではないかというふうに思うのですが、そのときには学校職員の配置もあるのかどうか、配置のやり方などについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

配置についてということでございますが、施設管理者としての関与といいますか、常駐にはならないと思いますけれども、いらっしゃるという部分はございます。ただ、基本的には避難所運営マニュアルでも示しておりますけれども、市の職員を配置してやっていると。設置の期間、開設の期間が長くなれば、避難者みずからで運営組織をつくったりとかそういうこともございますけれども、市の職員を配置するということになってございます。

○松田委員

あと、大災害が起きたとき、当然市の職員も被災者となる場合があります。今回の災害は、停電ということで信号がとまって、交通手段が奪われたことによって出勤できなかった職員もいるのではないかというふうに思うのですが、職務を免除された職員だとかというのはいるのかどうか。それと、震災後、職員から聞き取り調査をしたというふうに聞いていますが、これで課題が見つかったものがあるかどうか、この点についてお聞きして私の質問は終わらせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

当時、出勤できなかった職員については、交通の遮断ということで基本的には全員職務専念義務が免除されております。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

後段の職員からの聞き取りという部分でございますけれども、まず、避難所関係というところでいきますと、避難所運営マニュアルがあるのですけれども、やはりこれの徹底不足というようなことから連想といいますか、思われるような運営上の課題というような部分。それと、非常用電源の確保ですとか、充電の対応。それから、通信手段の維持などについての停電対応の部分のことが挙げられました。

また、全体的に大きく言いますと、やはり情報発信に関することが多く意見として寄せられたものでございます。それとまた、避難所配置の職員数ですとかの人員不足、そのようなことも意見として挙げられてございます。

○齊藤委員

◎財政について

財政について伺います。

まず、1点確認なのですが、財政調整基金の枯渇ということについて、今回、平成31年度当初から収支改善プランがスタートすると。スタートすると、そういう取り組みをやれば、財政調整基金の全額取り崩し、いわゆる枯渇ということではなくて済むのかということなのですが、今回の収支改善プランを31年度当初から実行したとしても、31年度の当初、または途中のどこかの時点で、予算執行上は、一旦は財調がゼロになる瞬間というか、いわゆる枯渇する可能性が極めて高いと。その後、改善プランの実行によって、34年度以降、少しずつこの財政調整基金を積み増ししていくと。

だから、瞬間的にはこのプランが実行されても、いわゆる枯渇の瞬間というのは避けられない現状なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○(財政)津川主幹

委員のおっしゃるとおり、予算ベースで考えた場合、平成31年度で財政調整基金が枯渇する可能性はあるということであります。

○齊藤委員

予算ベースでは、ほとんど可能性が高いということだと思いますが、一般質問で財政健全化法に定められた健全化判断比率における実質赤字比率、早期健全化基準に該当する累積赤字の額というのをお聞きしたわけですが、まずこの収支改善プランの31ページの最後のほうですけれども、収支改善取組後の収支計画という表のところ、私としては、⑥財源対策後収支というのがあるのですが、平成30年第3回定例会補正予算後の15億3,700万円から始まって、37年の3億7,700万円まで、単純に電卓をたたいて計算したら、マイナスですけれども、60億9,100万円という赤字の額が出てくるのですけれども、これがいわゆる実際の累積赤字というわけではないのですよね。

○財政部長

ただいまの委員の質問は、きのうの再質問に対する私の答弁に端を発しての御質問かと思しますので、私から答弁させていただきます。きのう答弁したときに、少し前提となる話があったのですけれども、私もその辺をきちんと説明しない中で答弁したものですから、誤解を招いたかと思います。申しわけございませんでした。

委員のおっしゃるとおり、この31ページ、⑥の数字、平成30年度から37年度まで単純に足しますと60億9,100万円となります。ただ、この表の前提の話の中で、29年度末で財政調整基金が残高として32億2,300万円ございます。したがって、この表における累積赤字ということになりますと、当然この財政調整基金、赤字に随時埋め合わせしますので、それを差引いた28億6,800万円が、この表における累積赤字というふうになります。

○齊藤委員

そこで、早期健全化基準というのは、いわゆる標準財政規模の11.73%ということですが、まず標準財政規模というのは何なのかということと、それから本市の場合、それがどういう数字になるのかというところを少し説明していただきたいと思います。

○(財政)津川主幹

標準財政規模は、地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すものです。金額としては、普通交付税と地方譲与税に基準財政収入額をもとにした税収額を、標準税収額と言いますが、この額も参入し、さらに臨時財政対策債発行可能額を足したものになりますが、直近である平成29年度決算では、標準財政規模は約317億9,800万円となります。

よって、早期健全化基準に該当する累積赤字額は、標準財政規模に11.7%を掛けた額となりますので、仮に29年度決算による標準財政規模で試算すると、その額は約37億3,000万円となります。

○齊藤委員

少し計算式は難しいのですけれども、要するに11.73%を掛けると約37億3,000万円というのが、ぎりぎりの数字

だと。これを超えてしまうと、その早期健全化団体というか、大変なことになるわけです。先ほどの28億6,800万円と比べると、37億3,000万円ですから、8億6,200万円分まだ若干余裕があるというふうに考えるのか。それとも、いや、もうこれしかないのだと。もう余裕はないのだというふうに考えるか。ある意味、毎年度10億円ぐらいずつ財源不足が出ると言っているわけですから、この8億6,200万円などという数字はもう、すぐいってしまう、もう1年でいってしまうかもしれないような極めて危ない数字なわけですよ。

だから、ここで決して、このまだ8億6,200万円の余裕なのだからというふうに捉えることは、極めて危険ではないのかと。決して余裕がある状態という話ではないですよねというところを少し念を押しておきたいのですが。

○（財政）津川主幹

委員がおっしゃるとおり、自民党横田議員の代表質問でも答弁させていただきましたが、収支改善プランでは平成38年度以降の収支見通しを立てておりませんが、何の収支改善の取り組みを行わなければ、計画期間終了後、数年で早期健全化基準に該当し、財政健全化計画の策定が必要となる可能性があり、住民サービスに大きな影響が出ることも想定されますので、収支改善に向けた取り組みを進めることにより、収支の黒字化と財政調整基金の確保を図っていきたいと考えております。

○齊藤委員

私も、一般質問の中で背水の陣と言ったのですが、本当にもう後がないというそういう意識で取り組まなければならないのだらうというふうに思います。それで、取り組み項目について具体的に何点が聞きますけれども、資産の有効活用とか遊休資産の売却、これが毎年度5,000万円の効果額ということで数字を置いていっているのですが、このところの1年間の平均の効果額というか売却が4,400万円だという御答弁でした。そこから平均で、あくまでも600万円アップしなければならないのですよ、毎年度5,000万円という数字は。この平均で600万円アップするということ、そうさせるために合理的な施策、どうすれば平均で600万円アップするのかということを示さなければ、取り組んだという話にはならないのだと思うのです。

ただ、数字だけを置けばいいということにはならないので、600万円平均で毎年現状からアップできるのだという知恵は、その知恵を絞ることが本当の改善なのだと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○（財政）津川主幹

遊休資産の売却、活用についてですが、現在、旧新光共同調理場跡地など、遊休資産の売却に向けて検討をしている事案がございます。それらの事案を進めるとともに、学校の跡利用などを現在検討している事案についても引き続き売却に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

一方、遊休資産の売却はなかなか進んでいないことも確かでありまして、収支改善プランにおいては取り組みの目標として設定しておりますが、今後のプランの見直しの中で効果額についても精査をしていきたいと考えております。

○齊藤委員

本当にもう時間がないということなので、ふるさと納税を1,000万円ずつふやすというものと、それから経常費だとか臨時費、これも経常費については毎年度2,000万円。臨時費については、毎年度2億円という、こういう、いかにも少し乱暴というか、すごい数字がどんどんこう置かれていっているのだけれども、本当にこれが先ほども言ったように背水の陣なわけですから、ここでできませんでしたという話にならないので、しっかりできる中身を精査して深めていただきたいと。どこまでできるのかということ、具体的に道筋をつけて、いわゆる精神論ではなく、しっかり実現性のある内容をこのプランの中に見出していきたいということを申し上げまして、御答弁いただいて終わりたいと思います。

○（財政）津川主幹

今回お示しした収支改善プランや予算編成方針においても、平成31年度以降の予算編成に当たっては多額の財源

不足が見込まれておりますので、限られた財源を有効に活用するため、既存の全ての事務事業をゼロベースで見直し、スクラップ・アンド・ビルドにより新規及び拡充となる事業費を捻出する必要があります。

平成31年度の予算編成においては、燃料費の高騰や最低賃金の上昇による委託料などへの影響がある中でも、経常費及び臨時費において、一般財源ベースでマイナス1%とした目標値で計算しました。収支改善プランにある今後の厳しい財政状況を各部において認識し、今まで以上に事業の費用対効果を十分に検証し、今年度負担も想定した上でプランの効果額を捻出するため、全庁を挙げて収支改善に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

○副市長

この再生プランの意気込みということですが、この計画自体は私の就任前に既にできていたわけですが、御存じのように私も赤字予算をつくらなければならないような財政再建の取り組みをしました。市長からも、就任に当たっては財政のことをしっかり頼むということも要請を受けておりますので、すぐにはできませんが、まずは平成31年度予算をしっかりつくった上で、道筋が見えるようなそういう取り組みを、本当に不退転の気持ちでやっていきたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。